

資料5

確認事項案

1. 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会(以下「委員会」と総称する。)の委員の任命に当たっては、多様な委員構成になるよう配慮し、学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないものとするのが適当である。
2. 委員会は、その設置の目的にかんがみ、できる限り年複数回開催するよう努めるべきである。
3. 委員会及び部会の議事の公開については、当該委員会及び部会が決定すべき事柄であるが、当委員会としては、議事録を公開するとともに、報道機関に議事を公開するのが相当であると考える。
4. 設置裁判所は、委員会の意見に対する検討結果について、適時、当該委員会に報告するのが適当である。